

サーフタウンPR事業業務委託 仕様書

1 業務名

サーフタウンPR事業業務委託

2 目的

本市では、1年を通じて誘客できるよう、サーフィンをはじめとした本市の海・川・山の魅力ある自然や文化遺産、馬を活用した魅力的な観光コンテンツの開発、新たな滞在型観光、広域観光ルートのPRなどに取り組んでいる。

市内の北泉海岸等は、東日本大震災の津波によって流出した砂浜等の被害が約10年を要して元に戻り、再びサーフィンに適した波が頻繁に発生するサーフスポットとなった。他方、サーフィン大会の公認が得られないなど、東京電力福島第一原発事故及び令和5年に始まったALPS処理水の海洋放出に起因する本市の海に対しての風評が残っている。

本業務は、年間を通じて良質な波（波高があり崩れにくい波）が発生するサーフスポットとしての魅力、北泉海岸でサーフィンを楽しむ姿、水質の安全性等についての情報発信等を行うことで、県外サーファーにおけるサーフタウン南相馬の認知度及び安全性等の理解度向上を図る。そして、県外からの誘客及び国内外の大会の誘致につなげていくことを目的とする。

3 業務の期間

契約締結の日から令和9年3月31日（水）

4 業務内容

（1）「えぶなみ北泉」ウェブ情報発信業務

ポータルサイト「えぶなみ北泉」を管理・運営し、戦略的に復興・創生に向けた取組や海水等の安全性等の情報及び地域の魅力に関する情報を発信する。

ア 対象ポータルサイト

- (ア) サイト名：えぶなみ北泉
- (イ) URL : <https://ebunami-kitaizumi.com/>
- (ウ) サーバ名：エックスサーバー
- (エ) コンテンツ管理システム（CMS）：WordPress

イ 「えぶなみ北泉」の管理・運営

- (ア) 「えぶなみ北泉」の管理・運営を行うこと。
- (イ) 「えぶなみ北泉」の閲覧数やサイト内の回遊性を向上させる施策を

提案すること。

- (ウ) 「えぶなみ北泉」に掲載するため記事を12つ制作すること。また、当該記事のサムネイル画像もあわせて制作すること。
- (エ) 「えぶなみ北泉」のユーザビリティを向上するための取組を実施すること。
- (オ) Googleアナリティクス、サーチコンソール等アクセス分析ツールの設定を適切に行うことで、来訪ユーザーの行動を記録及び効果的な分析ができるようにすること。
- (カ) SEO対策として、実行する内容に関して期待できる効果を検討し、提案すること。なお、その成果を検証する具体的な手段についても併せて提案すること。
- (キ) 記載要件以外に本業務を運用する上で、必要となる作業・物品がある場合は、適宜、受注者が実施・調達すること。なお、本業務における他の事業者との調整は受注者が行うものとする。その際、発生した費用は、受注者負担とする。
- (ク) 契約後生じた事由により、市が示すその他の改修事項についても、予算の範囲内で対応事項の調整・変更を行い、必要な改修等に対応すること。

ウ K P I の設定

「えぶなみ北泉」のページビュー数について目標値を定め、達成に向けた具体的な手法を提案すること。その他、本業務の目的に適うK P Iについて独自提案があれば提案すること。

＜参考＞令和7年度の実績（えぶなみ北泉）※令和7年11月末時点

48,297PV

（2）「えぶなみ北泉」S N S 情報発信業務

市が運用しているS N Sを活用し、市内の地域情報を発信する記事制作に係る業務（企画、調査、取材、編集）及びS N S運用、解析業務を行う。

ア 対象S N S

- (ア) Instagram名：えぶなみ北泉
- (イ) URL：https://www.instagram.com/evnami_kitaizumi/

イ 記事制作関連業務（企画、調査、取材、編集）

- (ア) 市の担当者及びライター、カメラマンと調整・連携を図りながら、市内情報を発信する記事の企画・制作を行うこと。
なお、制作するコンテンツの本数は年間100本以上とする
- (イ) 記事の作成に必要な情報収集や調査を行うこと。
- (ウ) 取材先への調整や、写真・動画撮影を行うこと。

(エ) 記事を編集し、SNS等へ記事等のアップロードを行うこと。

(オ) その他記事配信全般に係る調整を行うこと。

ウ SNS運用業務

ポータルサイトの記事紹介やサイトへの誘導、リアルタイムの市内情報配信など、Instagramの特性に応じた情報発信を行うこと。

エ 解析業務

(ア) SNSのデータ解析を行い、課題を可視化し、結果について定期的にレポートを提出すること。

(イ) (ア)の結果に基づき、記事内容やSNS配信方法について改善を行い、ポータルサイトのアクセス数やSNSのリーチ等の増加を目指すこと。

オ KPIの設定

SNSのリーチ数について目標値を定め、達成に向けた具体的な手法を提案すること。その他、本業務の目的に適うKPIについて独自提案があれば提案すること。

<参考>令和7年度の実績※令和7年11月末時点

380,000リーチ

(3) 北泉観光ガイドブック作成業務

北泉海岸を中心とした本市の魅力と安全性を効果的に伝える、訴求力のある冊子を作成（コンテンツの企画・立案及び取材、編集、デザイン、印刷）及び配布する。

ア ターゲット：県外のサーフィン愛好家

イ ガイドブックの構成等

(ア) ページ構成は、受注者の企画提案を基に、市と受注者が協議のうえ決定すること。

(イ) 規格

- ・版型：A5
- ・色数：4色フルカラー
- ・ページ数：20ページ以上
- ・紙質：コート紙70kg 以上

ウ ガイドブックの配布

(ア) 配布部数 4,500部以上

(イ) 配布先 福島県を除く7都道府県以上のサーフ関連施設

配布先記の部数について、首都圏等における本町の観光誘客への訴求に有効と考えられる配布先及び配布方法を提案のうえ配布先との調整を行い、実施すること。

エ 納品する成果物

- (ア) ガイドブックのサンプル：数部
- (イ) ガイドブックの電子データ（PDF 形式）：CD-R 1 部
- (ウ) ガイドブック作成のための素材データ（取材・撮影等をした素材含む） 二次利用可能なデータ形式での提供

（4）サーフィンイベント出展 PR 業務

北泉海岸を県外のサーフィン愛好家に向けて広く PR するため、福島県外のサーフィンイベント（単独開催も可）にてブースを出展する。

ア 企画提案

- (ア) 出展するイベントの延べ来場者数は2,000人以上のイベントとすること。また、単独開催する場合には、1日300人以上の来場者を確保すること。
- (イ) 開催日数は1回につき2日間以上
- (ウ) 福島県外のサーフィンイベントへの出展回数3回以上
- (エ) 小間（3m×3m）以上で提案すること。
- (オ) 来場者が楽しむことのできるイベントを提案すること。
- (カ) 本業務の過去の成果物を装飾又はイベントに組み込むこと。
- (キ) 本業務のコンテンツをいかしたノベルティを作成すること。

イ ブース設営・撤去・備品等の搬入出についてガイドブックの構成等

- (ア) 受注者がイベントの主催者と調整を行い、出展料等を支払うこと。
- (イ) 設営に必要な観光素材等については受注者で手配すること。
- (ウ) 最終的なブースレイアウトは、市と協議の上、決定すること。

（5）サーフィンメディアタイアップによる情報発信業務

全国のサーフィン愛好家をターゲットにしたサーフィンメディアに掲載することにより、イメージの向上による風評の払拭を図る。

（6）風評被害調査・分析業務

北泉の魅力を効果的に情報発信するため、必要な情報収集及び風評状況等を把握するための調査・分析を実施する。

ア 風評の状況を把握するための調査

- (ア) 調査方法はインターネット等によるアンケート調査とする。
- (イ) (4) 実施の際には、来場者にもアンケート調査を実施すること。
- (ウ) 県外のサーフィン愛好家等から300以上のサンプルを回収すること。

(エ) アンケート項目については、各分野での風評被害を的確に把握し、風評被害が大きい分野及びターゲット層別に的確な情報発信を可能とする内容とする。また、ALPS処理水の放出に関する影響が発生しているかも項目に加えることとし、設問数は全20問程度とする。

イ 調査結果の取りまとめ・分析

- (ア) アンケート項目に関連した、国、福島県等で行っている風評被害に関連する調査結果と比較し分析すること。
- (イ) 年代別に風評の動向及びターゲット別に事業効果を算出できるよう分析し、取りまとめること。
- (ウ) 令和4年度調査結果と比較、分析を行い令和8年度以降の風評払拭に係る戦略を策定すること。

(7) 成果報告書等の作成・納品

業務完了届の添付書類として、以下を盛り込んだ成果報告書等について紙媒体及び電子データにより提出するものとする。

ア 業務成果レポート

業務ごとの実施概要、実施が分かる写真・画像、結果数値等

イ ポータルサイト解析レポート

ウ SNS解析レポート

エ その他

発注者が必要とする書類

5 業務打ち合わせ

- (1) 本業務を適正かつ円滑に実施するため、業務着手時、業務中間時、業務完了時、その他必要に応じて業務の打ち合わせを実施するものとする。
- (2) 発注者と受注者は常に密接な連絡をとり、業務の方針等の疑義を正し、その内容については、その都度相互に確認するものとする。

6 委託料の支払い

委託料については、業務完了後に一括で支払うものとする。

7 法令等の遵守

本業務の実施に当たっては、受注者は、本業務に関連する法令等を熟知し、法令等を遵守するとともに、計画の内容についても、関連法令に適合した内容となっているかを適宜確認しながら行うものとする。

8 著作権に関する事項

受注者は、成果物に係る著作権法第 21 条から第 28 条までに定める権利について、成果物の引渡し時に発注者に無償で譲渡するものとする。

また、本業務のために撮影した写真、イラスト等の著作物について、著作者人格権の主張を行わないものとする。

受注者及び発注者以外が著作権を有する写真・イラスト・地図等を使用する場合は、あらかじめ著作権を有する者へ使用の確認及び加工の許可等について書面で確認を行うことを原則とする。

9 秘密の保持

受注者は、本業務を通じて知り得た情報の漏洩、滅失、毀損、流用及び第三者（協力会社含まず。以下同様）への提供の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じること。

10 関連先との調整

- (1) 本業務の履行に当たり、他の関連事業者等（例：許認可権者、権利者等）との協議、調査、資料請求等への対応が必要になると考えられる場合、受注者は、発注者と協議の上、対応するものとする。
- (2) 本業務の履行に当たっては、関連事業者等と綿密な連携が必要となることから、受注者は、発注者の指示に従い業務を遂行すること。

11 その他

- (1) 受注者は、本業務を実施するにあたり、総括責任者及び業務責任者を置き、業務全般の活動を一元化すること。
- (2) 業務の全部を包括的に第三者に再委託することはできない。
- (3) 提出された報告書、成果品は、当市に帰属することとする。
- (4) 業務について、受注者の責めに帰すべき事由により、市又は第三者に損害を与えた場合には、受注者がその損害を賠償することとする。
- (5) 本仕様書に定めのない事項や、疑義が生じた事項については、必要に応じて受注者と市で協議してその取扱いを定めるものとする。
- (6) 本業務を実施するため個人情報を取り扱うにあたっては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。受注者が取得した個人情報は、市が所有することとする。
- (7) 本業務を実施するにあたっては、南相馬市の環境マネジメント活動について理解・協力し、南相馬市環境配慮指針集に基づき環境に配慮した活動を行うものとする。